

第6章 計画の効果的な推進

6-1 計画の推進体制

食育の推進については、市民一人ひとりが主体的に取り組んでいくために、教育及び保育機関、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体及び行政が、相互の情報共有を図りながら、密接な連携のもと、それぞれの役割に応じた取組を推進していくことが重要です。

また、計画に基づく取組について、さまざまな手段をとおして情報提供に努めるとともに、市民の意見や考え方などを積極的に把握し、その内容について施策に反映させていくことが必要です。

そのため、佐世保市食育推進会議において、数値目標はその達成状況を、施策についてはその具体的な評価を行うなど、定期的に進捗状況の把握を行うとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

6-2 国、県、各種計画などとの連携

国において、平成23年3月31日に食育推進会議で決定された第2次食育推進基本計画には、『食育の推進にあたっては、単に周知にとどまらず、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要である』と示されています。

また、長崎県においても、平成23年3月に第二次食育推進計画が策定され、市町の責務として、「市町は、食育の推進に関し、国や関係者・機関・団体などとの連携を図り、地域の特性を生かした施策を食育推進計画に基づき、実施する責務があります。」と記されています。

そのため、計画の実施にあたっては、国や県の計画及び本市の各種関連計画との整合性を保ちながら連携を図っていきます。

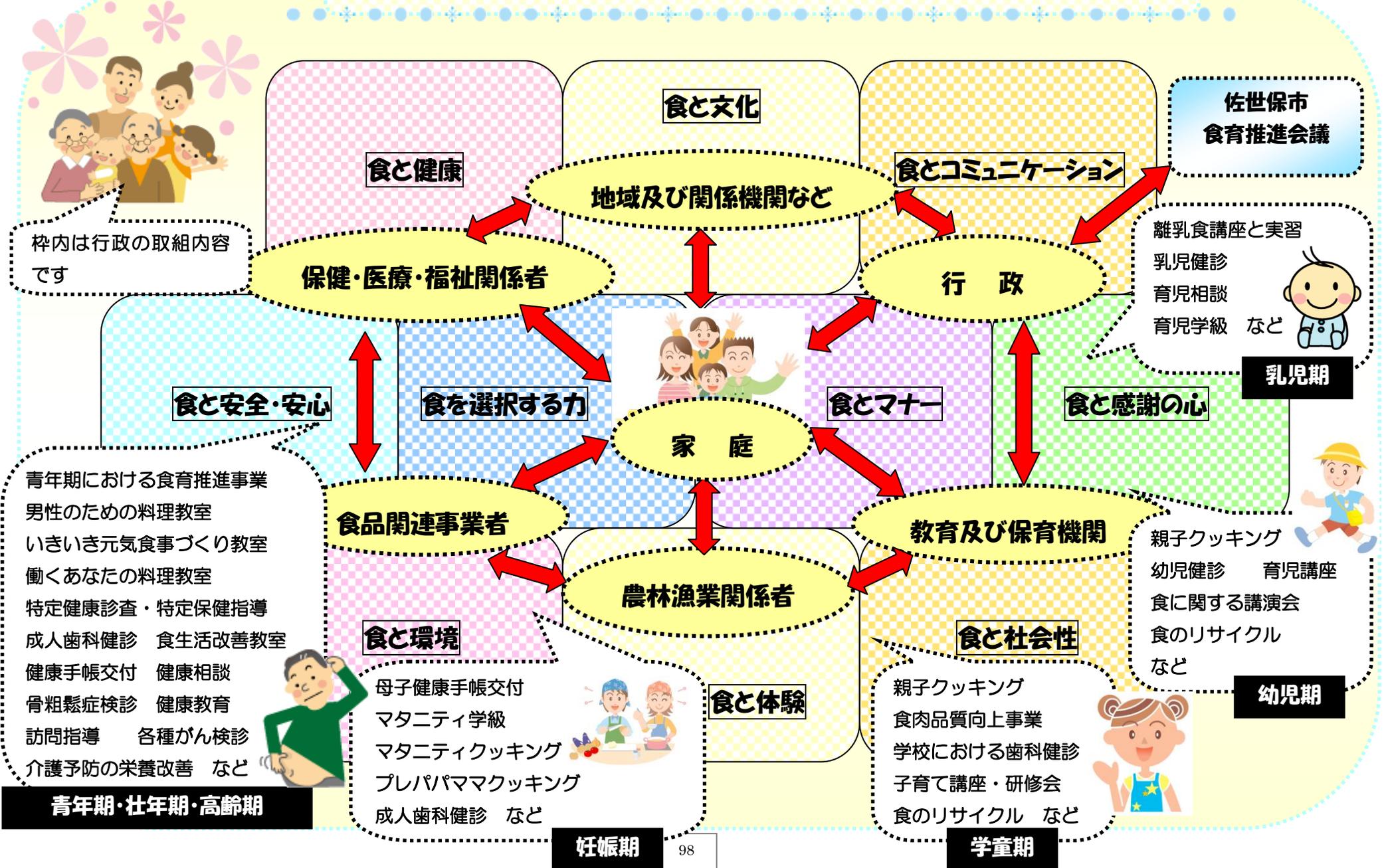
6-3 事業の評価と進捗管理

計画の実施にあたり、行政は、各部局が実施する食育に関する施策や事業について広く横断的に取り組むために、佐世保市食育推進会議や食育推進検討委員会などを開催し、食育の重点的、優先的な取組、事業の評価及び進捗管理を行います。

また、食育の推進により、市民の食に対する意識や行動がどのように変化しようとしているのかについて、食育の効果や事業内容を外部の第三者を交えて調査し、改善方法を検討します。

6-4 計画の推進体制(図)

「食」から始まる豊かな暮らし、食育実践都市「させぼ」



あ行

インショップ(P49)

「ショップ・イン・ショップ」の略語で、百貨店やショッピングセンターなどの量販店の中に専門店が出店する形式のことです。専門店側にとっては、独自の運営で顧客の開拓ができます。一方の百貨店やショッピングセンターは、知名度の高い専門店を置くことによって顧客の要望に答えることができます。

エコツーリズム(P65)

自然や文化環境を損なわない範囲で、自然観察や文化、歴史などについて、体験などをとおして学ぶ観光形態のことです。

か行

学習指導要領(P42)

文部科学省が告示する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などの教育課程の基準のことです。平成20年3月28日に公示された学習指導要領では、総則に「学校における食育の推進」が位置づけられ、学校教育活動全体をとおして一貫した指導を行うことが求められています。

噛ミン30(P25)

食育を推進し、より健康な生活を送ることを目指すために、ひとくち30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズのことです。『歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書「歯・口の健康と食育～噛ミン30（カミングサンマル）を目指して～」』が、平成21年7月13日に厚生労働省から公表されました。

健康寿命(P39)

病気や認知症、衰弱などで要介護状態となった期間を、平均寿命から差し引いた寿命のことで、心身ともに健康で自立した生活を送る期間を表しています。これは、WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標です。

健康増進法(P9)

国民の健康保持及び増進、生活習慣病などの予防を目的として制定された法律のことです。国民が生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない総合的な推進に関する事項について規定、制定しています。

健康づくり応援の店(P38)

栄養成分表示やヘルシーメニューの提供及び禁煙や分煙に取り組んでいる飲食店などとして登録された店舗のことです。市民一人ひとりの食や禁煙など健康に配慮した取組の機会の増加などの環境整備を目的としています。

QOL(P39)

Quality Of Life の略です。一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことです。日常生活の中で、人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかなど、必要とされる満足感、幸福感、安定感などを規定する諸要因の質のことです。

共食(P1)

家族や仲間などと一緒に食卓を囲んで食事をするということです。

グリーンツーリズム(P50)

緑豊かな農山漁村地域において育んできた自然や生活、文化などを、広く都市の人々に開放し、相互の交流や体験を楽しむ滞在型の余暇活動及び農山漁村で楽しむゆとりある休暇のことです。

孤食(P45)

家族などが不在で、食事を一人で食べることです。その他の「こ」食は下記のとおりです。

個食…家族が同じ食卓を囲んでいても、一人ひとりが好きなものなど別々のものを食べること

固食…自分の好きなものなど、決まったものしか食べないこと

小食…食べる量が少ないこと

粉食…粉製品（スパゲティ、パンなど）を使ったものを主食として好んで食べること

子食…子どもたちだけで食べること

濃食…味の濃いものを好んで食べること

児童福祉施設における食事の提供ガイド(P42)

子どもの健やかな発育・発達を目指し、子どもの食事や食生活を支援することが重要との観点から、食事の提供と食育を一体的な取組とし、栄養管理などを行う際の留意点などについて、平成22年3月31日に厚生労働省から公表されました。

授乳・離乳の支援ガイド(P37)

授乳期・離乳期が母子の健康にとって極めて重要な時期であるため、授乳・離乳をとおして、母子の健康維持とともに、健やかな親子関係の形成や、子どもの成長・発達への支援をねらいとして、平成19年3月14日に厚生労働省が策定したものです。

食育ガイド(仮称)(P35)

国民一人ひとりが日々の生活において食育に関する取組が実践できるよう、世代区分などに応じた具体的な取組を提示するもので、厚生労働省が平成23年度中に作成・公表する予定のガイドラインのことです。

食事の提供に係る業務実施要領(P42)

保育機関における食事の提供が適正かつ円滑に実施されるよう具体的な基準を示し、効果を高めるとともに食育の円滑な推進を図ることを目的に、長崎県で平成22年8月に策定されたものです。

食事バランスガイド(P11)

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針(平成12年3月)」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に農林水産省と厚生労働省により作成されたものです。食事の基本を身につけるための望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示しています。

なお、長崎県においては、県内の食材や郷土料理を取り入れ、県民に親しみをもって活用されることを目的に、長崎県版バランスガイドを平成18年に作成しています。



食生活改善推進員(P47)

市が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を約20時間修了した者のことです。市民の健康づくりへの支援について、各地域などにおいて、食をとおして行っているボランティアのことです。

食生活指針(P11)

国民の健康増進や生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、食生活において国民一人ひとりが具体的に実践できる10項目からなる目標のことです。平成12年に農林水産省、文部省（当時）、厚生労働省により策定されたものです。

食の簡便化・外部化(P4)

社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、調理・後片付けなどの食に関わる家事労働の手間や、それに費やす時間をできるだけ簡略化する状態のことです。

このことにより、家庭内での食事づくりなどの調理を外部（飲食店などでの外食や惣菜店などでの弁当や調理済み食品の利用）に依存する傾向を総称して「外部化」といいます。

食品衛生法(P9)

飲食によって生じる危害の発生を防止するための法律のことです。所管は厚生労働省と消費者庁になります。食品と添加物、器具容器の規格・表示・検査などの原則を定めています。

た 行

知育・徳育・体育(P2)

知育…知識を豊かにし、思考力・判断力などの知能を高めるための教育

徳育…人格や道徳心を養い、望ましい価値観に基づく意識や行動する力を育てる教育

体育…スポーツなどの身体活動により、健康の保持・増進と体力の向上を図るための教育

低栄養(P39)

摂食・咀嚼・嚥下機能や消化吸収機能の低下、運動機能の低下による消費エネルギーの減少（空腹感の欠如）などにより、食事摂取量が減少し、エネルギーやタンパク質の摂取量が不足しがちになることです。

低栄養の結果、免疫力の低下、転倒の危険性が増すなどのリスクが増大し、生活自立度の低下や介護の必要性が高まることなどが指摘されています。

特定健康診査・特定保健指導(P31)

平成20年4月から始まった40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象にした保健制度のことです。腹囲の測定及びBMIの算出を行い、基準値（腹囲＊男性85cm、女性90cm以上、または、BMI25）以上の場合、さらに血糖、血清脂質、血圧、喫煙習慣などの有無から、積極的支援や動機付け支援などによる保健指導を受けることになります。

特定給食施設指導(P42)

健康増進法第22条及び第24条第1項並びに佐世保市健康増進法施行細則第5条及び第8条の規定に基づき、栄養指導員が、特定給食施設（継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供）及び特定給食施設でない（継続的に1回20食以上または1日50食以上の食事を提供）ものの設置者に対し、栄養管理などにおける指導及び助言を行います。このことにより、利用者の栄養状態の改善や健康増進に寄与することを目的としています。

トランス脂肪酸(P52)

マーガリンやショートニング及びそれらを原料に使ったドーナツやケーキ（工業的に作られるもの）や、牛肉や羊肉、牛乳・乳製品（天然に微量含まれるもの）の中に、主に含まれる不飽和脂肪酸の一種のことです。工業的に作られたトランス脂肪酸は、冠動脈性心疾患にかかるリスクを高めることが確証的な根拠となっています。

な 行

なかしょく 中食(P4)

家庭外で調理された総菜や弁当類などを購入し、家庭の食卓で利用する食生活の形態のことです。レストランなどでの外食と家庭での料理（内食）との中間にある概念として位置づけられています。

妊産婦のための食生活指針(P39)

妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針のことで、平成18年2月1日に厚生労働省により策定されたものです。

妊娠期の母子の健康確保のために、妊婦一人ひとりの体格に応じた適切な体重増加量が確保できるような目安についての内容などが盛り込まれています。

は 行

8020運動(P1)

80歳で20本の自分の歯を保つことで豊かな人生を送ることを目的とした運動のことで、厚生労働省や日本歯科医師会が推進しています。20本以上の歯を持つ高齢者は支障なく食べものをかむことができ、また、20本未満の人に比べて、活動的で、寝たきりとなることも少ないなど多くの報告があります。

早寝・早起き・朝ごはん(P38)

子どもたちが健やかに成長していくための適切な運動、調和のとれた食事、十分な睡眠という基礎的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指すためのキャッチフレーズのことです。平成18年4月24日には、この運動に賛同する100を超える個人や団体（PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など）からなる「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立されました。官民が一体となって「子どもの生活リズムの向上」や「応援する社会の仕組み」ができることを目指し活動を進めています。

BMI(P18)

Body Mass Index の略です。体重と身長の関係から算出した肥満度を表す指標のことです。体重(kg) ÷【身長(m) × 身長(m)】で表されます。

日本肥満学会では、BMIが22の場合を「標準体重」としており、25以上の場合を「肥満」、18.5未満を「やせ」としています。

ブルーツーリズム(P64)

漁村滞在型余暇活動の通称であり、島や沿海部の漁村に滞在し、漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察などをおして心と体をリフレッシュさせる余暇活動です。海に特化したエコツーリズムの一形態と捉えることができます。

保育所保育指針(P43)

保育所における保育内容やこれに関連する運営などについて定めた指針のことです。保育所保育のガイドラインとして制定されていた保育指針が、厚生労働大臣が定める告示となり、児童福祉施設最低基準第35条の規定に基づき、遵守すべき法令として平成21年3月28日に示されました。

や 行

幼稚園教育要領(P43)

全国で一定の教育水準を確保するために幼稚園教育の目的、目標やねらいなどを定めた基準のことです。平成20年3月28日に学校教育法施行規則が改正されるとともに、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領とともに文部科学省から公示されたものです。今回の改定で、新たに「先生や友達と食べることを楽しむこと」など食育に関する記述が充実されました。

ら 行

リスクコミュニケーション(P35)

リスク評価やリスク管理の各過程や決定にあたって留意すべき点や考慮すべき事項について、消費者、食品関連事業者、専門家及び行政などの間で相互に意見や情報を交換することです。また、制度の円滑な実施に努めるとともに、正確な情報について意思の疎通や共有化を図ることです。

ロコモティブシンドローム(P38)

運動器の障がいのために、要介護や、その危険性の高い状態のことです。骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると、くらしの中の自立度が低下し、寝たきりや介護が必要になる可能性が高くなります。

○食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら

食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)



○佐世保市食育推進会議条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の規定に基づき、佐世保市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 18 条に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策実施の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 食育推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 食育推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 食育推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(意見の聴取)

第 8 条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成 8 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

第 19 条の 2 市長の付属機関として佐世保市食育推進会議を置く。

2 佐世保市食育推進会議の組織及び所掌事務については、佐世保市食育推進会議条例(平成 18 年条例第 17 条)の定めるところによる。